

告示

埼玉県告示第六百八十一号

飯能市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

飯能市	令和三年度	地籍図二十七枚	青木第二地区（大字青木の一部）	令和五年五月二十六日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日	証